

(案)

令和7年1月 日

京丹後市長 中山 泰 様

京丹後市廃棄物減量等推進審議会

会長 坪 倉 睦 男

答 申 書

令和6年10月30日付け6生環第1178号をもって諮問された事項について、慎重に検討を行った結果、別添のとおり意見を付し答申します。

記

1 答申事項

第3次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（案）について

2 意見等

環境、社会、経済、そして自然災害等、先の見通せない現代において、京丹後市が持続的に発展し続けるため、世代や分野・地域・国の垣根を越えた多様な“つながり”を持った協働のまちづくりを進める必要があります。

また、協働のまちづくりの構築に向けては、市民生活を支える社会基盤の整備と強化、安定的な機能の維持と保全、そして共同参画が強く求められる現状において、市民は、ごみの分別、減量や再利用等の推進に努め、できる限りごみの発生抑制に取り組み、市は、適正で安定したごみ処理体制を持続的に提供するとともに、リサイクルや再資源化による最終処分量の抑制に取り組み、これらの取り組みを廃棄物処理の枠を超えたまちづくりの観点で総合的・一体的に結び付け、まちの持続可能性を高める取り組みとして推進いただくようお願いします。

3 審議会の開催状況

第1回 令和6年10月30日 第3次京丹後市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

第2回 令和6年11月26日 第3次京丹後市一般廃棄物処理基本計画骨子案について

第3回 令和7年1月9日 第3次京丹後市一般廃棄物処理基本計画の答申案について

4 第3次京丹後市一般廃棄物処理基本計画（案）の概要

（1）計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の規定に基づき、市区域内の一般廃棄物の処理を目的として定めます。

（2）計画の趣旨

本計画（案）は、ごみの排出抑制・再利用を行うことで循環を図り、環境に与える負荷を軽減し、長期的展望に立ったごみ処理の方向性を示すものとし、循環型社会の構築に向け、住民・事業者・行政が公民連携の下に「発生抑制」に取り組むための行動指針とします。

また、合併以前から引き継ぐ処理体制のひっ迫や施設の老朽化等の課題を明らかにし、処理工程に係る4Rの取り組み、施設の更新等に関する必要性及び方向性等を示すこととします。

（3）計画の期間

本計画は、目標年次を概ね18年間（令和24年度までの排出量推計）とし、令和7年度から令和12年度までの6年間を計画期間とします。その後、6年ごとに見直し又は改定を行うものとします。

（4）基本理念

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり

ごみの分別、減量や再資源化の推進に努め、できる限りごみの最終処分量を減らすとともに、適正で安定したごみ処理体制を確立します。

（5）施策体系

基本方針	施策	取組内容
基本方針1 ごみの発生抑制、再使用の促進	①リフューズ（購入拒否）、リデュース（発生抑制）の促進	生活系ごみの発生抑制の取組
		事業系ごみの発生抑制の取組
		市役所の率先行動
	②食品ロスの削減	市民・事業者等と連携した取組みの促進
		食品ロス削減を促す啓発活動の推進
	③リユース（再使用）の促進	リユースの促進
	④啓発活動の推進	市民・事業者への啓発活動の推進

基本方針	施策	取組内容
基本方針 2 分別排出・リサイクル（再生利用）の促進	①分別収集によるごみの減量・資源化の促進	分かりやすいごみ分別情報の提供
		分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進
	②古紙・食品残渣の再資源化の促進	古紙回収の促進
		食品残渣の再資源化の促進
	③リサイクルの促進	リサイクル製品の購入・販売の促進
		回収拠点の在り方の検討及び利用の促進
基本方針 3 ごみの適正処理に向けた体制の構築	①ごみの適正処理に向けた体制の構築	効率的なごみ処理システムの検討
		収集方法の変更についての検討
基本方針 4 不法投棄対策及び災害廃棄物対策の強化	①不法投棄対策	不法投棄対策の推進
	②災害時の廃棄物処理	災害廃棄物処理の体制整備